

令和 7 年 7 月 25 日
道路局 路政課
国道・技術課

「道路法施行規則の一部を改正する省令」の公布について ～ 占用物件の維持管理の基準を強化します～

道路法施行規則の一部を改正する省令が本日、公布されました。本省令の施行に伴い、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、道路占用者に対して、占用物件の安全性に関する報告及び地下占用物連絡会議等が必要と認める場合における点検結果等の報告を求めることとします。

1. 背景

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生したことを踏まえ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」にて、関係者間におけるリスク情報の共有のあり方等について議論されており、道路管理者と道路占用者との連携強化が求められております。

直轄国道においては、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年 5 月 30 日）」により、占用物件の占用期間満了に伴う更新時等における道路占用者による書面の提出等をもって、道路管理者は、占用物件の安全性について確認を行っております。一方で、地方公共団体が管理する道路については、国と同様の取組を実施している都道府県は全体の約 6 割、市町村は約 2 割にとどまっており、占用物件の管理状況が十分に道路管理者に共有されていない状況にあります。

また、今般の道路陥没事故の発生を受け、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、本年 4 月より、各都道府県において、道路管理者と道路占用者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況共有などを行う場として地下占用物連絡会議が設置されており、占用物件の規模や種類、場所等も考慮しながら、こうした取組をさらに進める必要があります。

2. 概要

道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 5 の 5 を改正し、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、以下の 2 点を占用物件の維持管理の基準として位置づけることとします。

- ・道路占用者は、占用物件の区分ごとに定める時期（電柱、電線及び地下管路等にあつては、占用の期間の更新時及び 5 年に 1 回、それ以外の占用物件にあつては占用の期間の更新時）に、道路管理者に対して占用物件の安全性を確認した旨を報告すること
- ・電柱、電線及び地下管路等の占用者にあつては、道路管理者（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する協議会等が組織されている場合には、当該協議会等）が定める期間ごとに、点検の実施状況や結果等の占用物件の維持管理の状況に関する事項について報告を行うこと

※地下占用物連絡会議は、道路法第 28 条の 2 第 1 項の協議会として設置。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 7 年 7 月 25 日
施 行：令和 8 年 4 月 1 日

＜問合せ先＞

道路局 路政課 道路利用調整室 専門調査官 星野

TEL：03-5253-8111（内線 37-374）、03-5253-8481（直通）

道路局 路政課 企画専門官 足立

TEL：03-5253-8111（内線 37-332）、03-5253-8480（直通）

道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 課長補佐 小野寺

TEL：03-5253-8111（内線 37-852）、03-5253-8494（直通）



➤直轄国道では占用者に対して占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定。

占用物件の維持管理について

■ 運用規定

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年5月30日）」（運用）

※ 直轄国道においては、占用者から道路管理者への報告義務を許可条件として規定。

※ 自治体には技術的助言として送付。



都道府県では、約 64 %（30自治体／47都道府県）

市区町村では、約 17 %（198自治体／1,198自治体※）

※1,741市区町村のうち回答のあった自治体

（令和7年2月28日時点）

において、ガイドラインを踏まえ、国と同様の取組を行っている。

関係箇所

■ 道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン(抄)

第3 占用許可事務における道路管理者の対応

1 許可審査における確認事項

(2) 占用物件の安全性

占用物件の占用期間満了に伴う更新時には、必要に応じて直近の管理状況について確認すること。

2 許可条件

(2) 物件の種別に応じて附すべき許可条件

ア 第4の1に定める確認が必要な占用物件 ※

・「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から…
占用許可後、5年が経過する時期を基本として、…占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること」

※ その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件並びに跨道橋

宛名（道路管理者）

【報告様式】

氏名

占用許可物件の安全性について

占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

記

占用物件の名称	占用物件の安全性	備考
〇〇〇	〔記載例〕 〇年～〇年に実施した〇〇に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認	※可能な範囲内において数量等を記載。

地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～
(令和7年5月28日下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会)

- 国管理道路では、地下占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定しているが、同様の取組を行っている自治体は一部にとどまっている。また、管理状況の報告についても安全性を確認したことを証する書面のみの提出となっている。
- 道路地下空間情報の統合化の実現を図るためにも、自治体管理道路を含め地下占用物の安全性を確認した旨や、点検結果などを報告するなど共有を図ることを制度化するとともに占用許可条件として規定する仕組みを検討すべきである。

⇒上記を踏まえ、占用物の維持管理に関する基準を定めた道路法施行規則を改正し、占用者に対して以下の報告を求めることを規定。

直轄の取組の横展開のための対応

占用物の安全性についての報告

占用物の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告

【報告時期】

ア) 占用期間の更新時

イ) 電柱、電線、地下管路等は占用期間が5年を超える場合、ア)に加えて5年が経過する時期

陥没リスクを踏まえた追加的な取組

地下占用物連絡会議※等が必要と認める場合に点検結果等の報告

※道路法第28条の2第1項に規定する協議会

占用物の点検の実施状況及び結果等を道路管理者又は地下占用物連絡会議等への報告

【報告頻度】

道路管理者又は地下占用物連絡会議等が定める期間に1回

※占用物の規模等を考慮

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これを「占有物件」という。)の維持管理をしなければならない。

道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)(抄)

(占有物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。
- 二 道路占用者が、次のイ又はロに掲げる占有物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。
 - イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの 占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき(許可を受けた道路の占有の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。)
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。
- 三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占用者が、当該占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。))が必要と認めるものについて、当該占有物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

→ 改正し、追加